険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　内部モデル手法実施計画

四　第百六十二条各号に規定する内部モデル手法の承認に係る基準に適合していることを示す書類

五　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　内部モデル手法を適用する範囲及び内部モデル手法の適用を開始する日

二　部分内部モデル手法（前条に規定する内部モデル手法の適用対象のうち、その一部のみに適用される内部モデル手法をいう。以下この章において同じ。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　部分内部モデル手法を適用する場合　当該部分内部モデル手法を適用しない範囲及び次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める事項

⑴　部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がある場合　当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する日及び変更する範囲

⑵　部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がない場合　当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がないという旨の説明

ロ　部分内部モデル手法を適用しない場合　当該部分内部モデル手法を適用しないという旨の説明

（内部モデル手法の使用に係る予備計算）

第百六十一条　第百五十八条第一項の承認を受けようとする報告保険会社等は、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）の三事業年度前の事業年度以降において、承認を得ようとする内部モデル手法に基づいてソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度の九月三十日のソルベンシー・マージン比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）並びに適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の予備計算報告書（事業年度の末日のソルベンシー・マージン比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成するものとする。ただし、内部モデル手法採用社が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される報告保険会社等又は当該組織再編成後に存続する報告保険会社等が内部モデル手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部モデル手法に基づくソルベンシー・マージン比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする報告保険会社等が当該組織再編成前の内部モデル手法採用社における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2　前項に定めるソルベンシー・マージン比率の予備的な計算を行おうとする報告保険会社等は、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行うものとする。

3　報告保険会社等は、内部モデル手法の使用に係る承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書を、それぞれ当該報告書の対象である日の経過後三月又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前のうちいずれか遅い日までに、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前までに金融庁長官に提出するものとする。

4　内部モデル手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（内部モデル手法に係る承認の基準）

第百六十二条　金融庁長官は、第百五十八条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一　統計的品質基準

二　較正基準

三　ユーステスト及び経営管理態勢基準

四　検証基準

五　文書化基準

（内部モデル手法の変更に係る届出）

第百六十三条　内部モデル手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一　第百六十条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第二号に規定する事由が生じた場合には、内部モデル手法採用社は、当該事由に関する改善